

議事要旨(4) 繰延税金資産の回収可能性に関する事項を除く実務指針の移管

冒頭、小賀坂副委員長より、繰延税金資産の回収可能性に関する事項を除く日本公認会計士協会よりの実務指針の移管についての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員等からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今後、重要性の高い論点を優先して検討する考え方に賛成する。早急に対応すべき論点の中でも、開示に関連するものと税効果会計に適用される税率（公布日基準）に関するものは特に優先度が高いと考えられる。
 - 公布日基準に関する論点については、2015 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末から適用できるように適用指針を開発すべきと考える。
 - 開示に関連する論点については、企業会計基準適用指針第 54 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針（案）」（以下「回収可能性適用指針案」という。）の適用が仮に提案どおりに 2016 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の期首から適用される場合には、当該期の 1 年以内に適用できるように、新たな適用指針を開発すべきと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 優先的に対応する論点は、開示に関連するものと公布日基準に関するものが考えられる。
- 公布日基準に関するものについては、特に早急に対応する必要がある。ただし、開示に関連する論点については、議論が長期にわたり全体のスケジュールに影響を及ぼす可能性があるため、その他の論点と並行して審議してはどうか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 早急に対応すべき論点に限定して検討を行うという大きな方向性に賛成する。
- ただし、早急に対応すべき論点として挙げられている 7 つは、その内容により緊急性や議論の深さが異なる。例えば、開示については慎重に議論する必要があるものの、回収可能性適用指針案の適用時期を踏まえると可能な限り早急に対応する必要がある。また、公布日基準に関する論点は、毎年税制改正の都度議論を行うことは避けた方がよい。
- 目標を定めることによって、議論が深まる場合もあるので、目標期限を定めて議論して頂きたい。

あるオブザーバーより、次のコメントがあった。

- 開示に関連する論点が後回しにならないように議論を進めて頂きたい。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 公布日基準を見直す場合には適用にあたっての準備期間は必要ないと考えられる一方で、新たな注記事項を開示する場合には、システム対応などの準備期間を考慮する必要が生じる可能性があることを踏まえると、議論にあたっては適用時期を分けて設定することが望ましいのではないかと。
- 新しい適用指針が適用されたときに、従来の実務指針との適用範囲が混乱しないように、予め移管後の適用指針のイメージ案を提示することが考えられる。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- これまでの開示等に関する審議を踏まえ、おおまかなスケジュールを想定する場合には、回収可能性適用指針案の適用時期が仮に提案どおりに 2016 年 4 月 1 日以降開始する事業年度の期首から適用される場合には、その 1 年遅れの時期を念頭に置くことが考えられるとの意見が多く聞かれている。一方で、公布日基準に関する論点については、2015 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に適用できるようにすべきというニーズが聞かれている。
- 早急に対応すべき論点として挙げられている 7 つについては、その内容により、議論のタイミングを念頭に置いて進めていきたい。

以 上